

下野市長等倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、下野市長等倫理条例(平成20年下野市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する調査の請求は、下野市長等倫理調査請求書(様式第1号。以下「調査請求書」という。)により行うものとする。

(調査請求書の点検及び不備の補正)

第3条 下野市長等倫理審査会(以下「審査会」という。)は、条例第6条第2項の規定により市長から審査を求められたときは、調査請求書の記載事項及び添付された資料の内容を点検し、不備があるときは、同条第1項の規定による調査請求をした市民(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、補正命令書(様式第2号)によりその補正を命ずることができる。

(調査請求の却下)

第4条 審査会は、請求者が前条の規定による補正命令に従わないときは、当該調査請求を却下し、請求却下通知書(様式第3号)により請求者に通知するものとする。

(審査結果報告書)

第5条 条例第8条第1項に規定する審査結果の市長への報告は、審査結果報告書(様式第4号)により行うものとする。

(審査結果通知書)

第6条 条例第9条に規定する審査結果の請求者への通知は、審査結果通知書(様式第5号)によるものとし、公表は広報紙への掲載その他適当な方法により行うものとする。

(調査請求書等の保存及び閲覧)

第7条 調査請求書及び審査結果報告書(以下「調査請求書等」という。)

は、審査会の審査を終えた日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 調査請求書等は、審査会の審査を終えた日の翌日から起算して14日を経過する日の翌日から市長が指定する場所で閲覧することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、調査請求書等の閲覧に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

年 月 日

下野市長等倫理調査請求書

下野市長 様

(調査請求代表者)

住所

氏名

印

下野市長等倫理条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり調査を請求します。

1 調査請求の対象となる者の氏名

2 調査請求の対象となる事由

条例第 4 条第 1 項の倫理基準に違反した疑いがある

該当条項 条例第 4 条第 1 項第 号

条例第 5 条第 1 項の市との契約の自粛に違反した疑いがある

3 疑うに足る事実を証する資料

別添のとおり

(2 枚目)

調査請求連名簿

(調査請求代表者)

住所

氏名

印

下野市長等倫理条例第 6 条第 1 項の規定により、(氏名)
を請求するため、署名を求めます。

に係る調査

番号	署名年月日	住 所	氏 名	生年月日	印	審査

注 審査の欄は記載しないこと。

(/)

(3 枚目以降)

調査請求連名簿

下野市長等倫理条例第 6 条第 1 項の規定により、(氏名)
を請求するため、署名を求めます。

に係る調査

番号	署名年月日	住 所	氏 名	生年月日	印	審査

注 審査の欄は記載しないこと。

(/)

年 月 日

補正命令書

様

下野市長等倫理審査会会長

印

年 月 日に提出された調査請求書に不備がありましたので、下野市長等倫理条例施行規則第3条の規定により補正されるよう命じます。

なお、指定期限までに補正された調査請求書の提出がない場合は、請求を却下することがあります。

1 不備の箇所

2 指定期限

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

請求却下通知書

様

下野市長等倫理審査会会長

印

年 月 日に提出された調査請求書について、先に補正を命令しましたが、指定期限までに補正がなされなかったため、下野市長等倫理条例施行規則第4条の規定により当該調査請求を却下します。

年 月 日

審査結果報告書

下野市長 様

下野市長等倫理審査会会長 印

年 月 日に提出された調査請求事案について、当審査会で審査した結果を、下野市長等倫理条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 調査請求内容
- 2 審査結果

様式第 5 号(第 6 条関係)

年 月 日

審査結果通知書

(調査請求をした市民の代表者)

様

下野市長

印

年 月 日に提出された調査請求事案につきまして、下野市長等倫理審査会から審査結果の報告がありましたので、下野市長等倫理条例第 9 条の規定により、次のとおり通知します。

1 調査請求内容

2 審査結果